山口県中央森林組合

会報誌

フォレスト通信

2020
10

第2号

山口県中央森林組合として初の決算を終え第1回通常総代会を行いました。

組合長挨拶	2	規約の一部改正について	7
総代会開催状況	3	総代会での主な質疑応答	8
令和元年度 事業報告	3	体験教室	8
貸借対照表等	4	山口市森林経営管理制度	9
令和2年度 事業計画	5	森林機能回復事業	9
定款及び規程の一部改正について	6	組合組織の状況等	10

JForest

編集・発行／山口県中央森林組合

本　　所：〒759-1513 山口県山口市阿東徳佐下33番地4　TEL：083-956-0600　FAX：083-957-0259
山口総合支所：〒753-0211 山口県山口市大内長野1978番地　TEL：083-941-0011（代）　FAX：083-941-0040

第1回 通常総代会 開催

昨年6月1日に合併し、今年の5月末日に合併後初となる決算を終え、第1回通常総代会を8月28日、山口市阿東地域交流センターにて開催致しました。

この度の総代会は、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組む中開催する事となり、時間短縮のため来賓の皆様のご臨席は遠慮いただき、総代の皆様には会場入り口にて検温等にご協力いただきました。

総代出席数は現在の総代数が396名に対して、本人出席68名、委任出席1名、書面議決書227名、合計296名の出席があり、本総代会は過半数以上の出席がありました。

議長には山口地区総代の藏成幹也氏を満場一致で選任し、第1号議案から第11号議案、付帯決議まで慎重に審議されすべての議案が挙手多数で可決・承認されました。

組合長挨拶
(要旨)

国内経済は海外経済の減速等から外需が弱いものの、雇用所得改善、消費税引き上げに伴う特別措置等により、内需を中心に緩やかな回復基調で推移して来ましたが、本年2月新型コロナウイルスの世界的感染拡大は国内にも影響が表れ、全国各地への感染拡大は、人命及び経済も揺るがす未曽有の事態が起きています。

この事態は木材産業界にも影響が表れ4月以降、住宅着工戸数の減少は木材価格に即座に反応し、価格の低下が始まりました。今夏以降は住宅着工戸数の大幅な減少が予測され、更なる価格の低下が懸念される事から、事業を持続的に確保し、雇用の持続的確保、育成ができるセフーティネットになりうる施策を早急に講じ取り組まなければなりません。

さて、合併初年度、本森林組合は林業の成長産業化を見据え、徳地支所の体制強化を行うと共に、合併のスケールメリットを活かし事業に取り組み成果を上げることが出来ました。

尚、本年度から会計処理については、税抜方式で行う事にしました。又、合併に伴う旧山口阿東森林組合の資産は、当期増加額として処理を行っています。

事業の遂行には、昨年総代会で御承認を頂いた事業計画を一年間の行動指針とし、役職員一丸となり取り組み、事業計画を上回る事業を行い、当期剰余金を計上する事ができました。これも偏に組合員の皆様の御協力、関係機関の御指導御支援に併せ、作業班員の皆様に御協力を頂いた結果であり厚く御礼を申し上げます。

次に令和2年度、運営に付き、御説明致します。

森林整備を通じた組合員に対する奉仕と、地域に対する貢献を経営理念として運営を行います。

事業基本方針は、素材生産の拡大に努め、熟成した森林資源を「伐る」「植える」「育てる」循環型施業を計画的かつ積極的に推進を行います。又、森林経営管理制度は自治体と連携を図り、森林経営計画に沿った森林経営管理を実施し、森林の多面的機能がより発揮できる森林整備を促進させ、低炭素化社会の構築に貢献すると共に、事業の持続的確保及び雇用の持続的確保育成に努めます。

併せ、新規事業リモートセンシング技術活用実証事業に取り組み、ドローンによる森林調査や測量の成果を活用して、施業提案及び施工管理を実践する等、林業のイノベーションによる施業の効率化を図ります。

本所施設整備に付きましては、施設及び設備の老朽化等から合併統括事務の遂行に支障をきたす状態です。よって、山口、防府地域林業の拠点施設に通じた施設整備が必要である事から本所施設の改築工事計画の協議を行います。

以上、事業の遂行に当たり、更なる組合員の皆様の御理解御協力及び関係機関の御指導御支援を御願い申し上げます。

総代会開催状況

開催日：令和2年8月28日（金）10時～

通常臨時の別	正組合員数	総代定数	総代現在数	総代出席者数				総代の出席率
				本人	代理人	書面	計	
	8,822人	400人	396人	68名	1名	227名	296名	75%

通常	議事及び議決事項		
		第1号議案	令和 元年度 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記表及び附属明細書の承認について （原 案）別冊のとおり
		第2号議案	令和 2年度 事業計画の承認について （原 案）別冊のとおり
		第3号議案	令和 2年度 役員報酬について （原 案） (1)理事報酬は総額16,200,000円以内とし、各理事の報酬額及び支給方法については、その範囲内において理事会に一任する。なお、理事は24名です。 (2)監事報酬は総額1,860,000円以内とし、各監事の報酬額及び支給方法については、その範囲内において監事の協議に一任する。なお、監事は6名です。
		第4号議案	令和 2年度における借入金最高限度額の承認について （原 案） 組合事業資金 200,000,000円 森林組合財務処理基準令に基づき農林水産大臣の指定する貸付金に係る 借入金 200,000,000円とする。
		第5号議案	令和 2年度における貸付金の利率並びに1組合員に対する貸付金額の決定について （原 案） 貸付金の利率を10%以内とし、1組合員に対する貸付金の最高限度額を1,000,000円とする。 但し、森林組合財務処理基準令に基づき農林水産大臣の指定する貸付金を除く。
		第6号議案	令和2年度における組合員に対する債務保証額の最高限度額の決定について （原 案） 1組合員に対する債務保証の最高限度を 2,000,000円とし、債務保証総額の最高限度を 50,000,000円とする。
		第7号議案	令和2年度における余裕金預入先の承認について （原 案） 山口銀行、山口県農協、西中国信金　、農林中央金庫、ゆうちょ銀行とする。
		第8号議案	令和 2年度における造林補助金取扱手数料の決定について （原 案） 造林補助金の10%以内とする。
		第9号議案	令和 2年度における森林保険の事務取扱手数料について （原 案） 支払保険金額の10%以内とする。ただし、算出した手数料の額が損害調査等の必要経費等を超える場合は実費とする。
		第10号議案	山口県中央森林組合定款及び附属書森林組合役員選任規程、附属書森林組合総代選挙規程の一部改正について （原 案） 別冊のとおり。
		第11号議案	山口県中央森林組合規約の一部改正について （原 案） 別冊のとおり
		付帯決議	総代会の議決事項中、行政庁に提出する書類が当該行政庁の指示に基づき補正変更を要する場合は、議決の主旨に反しない範囲において字句の修正等の補正変更を理事会に一任する。

令和元年度 事業報告

個別事業の概況

①指導部門

・広報誌の発行、林業機関紙の配布等による、組合員への情報提供を行いました。
・林業研究グループの事務を受託し、各団体の活動に協力しました。
・森林体験学習や森林ふれあいイベント等を行いました。
・安全衛生委員会を行い、労働安全対策に努めました。

②販売部門

計画を達成することは出来ませんでしたが、次年度に向けた主伐林産体制の確立に取り組みました。

③加工部門

製材工場が大型化する中、本製材施設（帯鋸製材）での事業は難しく、計画を達成することが出来ませんでした。

④森林整備部門

合併のスケールメリットを活かし事業成果を上げることが出来ました。併せ、搬出間伐においては、森林所有者に利益を還元することが出来ました。

貸借対照表

令和2年5月31日 現在（単位：円）

科目	合計	科目	合計
資産の部		負債の部	
流動資産		**流動負債**	
1.現金	170,187	1.受託販売預り金	0
2.預金	620,297,259	2.買掛金	8,126,870
3.受取手形	1,354,546	3.未払金	72,430,029
4.売掛金	13,326,145	4.納税充当金	8,425,550
5.未収金	78,448,257	5.賞与引当金	10,210,000
6.たな卸資産	8,551,054	6.前受金	1,074,061
7.立替金	5,150,889	7.預り金	6,610,940
8.前払費用	1,120,602	8.仮受金	5,892,612
9.仮払金	9,723,993	9.造林手直し引当金	762,000
10.県森連出資予納金	6,371	10.雑負債	2,329,328
流動資産合計	738,149,303	**流動負債合計**	115,861,390
固定資産：有形固定資産		**固定負債**	
1.建物	24,454,555	1.長期借入金	0
2.建物付属設備	7	2.退職給付引当金	170,030,700
3.構築物	376,671	3.役員退任慰労金引当金	4,176,575
4.機械装置	21,856,792	**固定負債合計**	174,207,275
5.車両運搬具	18,940,459	**負債合計**	290,068,665
6.工器具備品	1,188,944	純資産の部	合計
7.土地	32,966,206	**組合員資本金**	
8.森林	22,773,620	1.出資金	255,958,500
有形固定資産合計	122,557,254	2.利益剰余金	
固定資産：無形固定資産		法定準備金	100,620,000
1.電話加入権	309,612	その他利益剰余金	
2.その他の雑資産	43,267,134	任意積立金	195,567,308
無形固定資産合計	43,576,746	当期未処分剰余金	
固定資産：外部出資		当期剰余金	37,733,078
1.系統出資	84,630,000	前期繰越剰余金	961,278
2.系統外出資	2,294,000	未処分剰余金	64,855,859
外部出資合計	86,924,000	3.資本準備金	45,442,615
固定資産合計	253,058,000	**組合員資本合計**	701,138,638
		純資産合計	701,138,638
資産合計	991,207,303	**負債及び純資産合計**	991,207,303

損益計算書

令和元年6月1日から令和２年5月31日まで

（単位：円）

科目	金額
Ⅰ事業総損益	
1.事業総収益	741,223,043
2.事業総費用	513,766,149
事業総利益	227,456,894
Ⅱ事業損益	
事業管理費計	197,148,865
事業利益	30,308,029
Ⅲ経常損益	
1.事業外収益	9,190,434
2.事業外費用	1,342,396
事業外損益	7,848,038
経常利益	38,156,067
Ⅳ特別損益	
1.特別利益	17,327,014
2.特別損失	15,250,003
特別損益	2,077,011
税引前当期純利益	40,233,078
法人税、住民税及び事業税	2,500,000
当期剰余金	37,733,078
前期繰越剰余金	961,278
未処分剰余金	64,855,859
当期未処分剰余金	103,550,215

令和元年度 剰余金処分案

（単位：円）

科目	金額
Ⅰ当期未処分剰余金	103,550,215
Ⅱ剰余金処分額	
1.法定準備金	7,600,000
2.任意積立金	69,800,000
（内任意積立金）	5,000,000
（内本所施設整備積立金）	40,000,000
（内加工施設活用整備積立金）	24,800,000
計	77,400,000
Ⅲ次期繰越剰余金	26,150,215

脚注：1 次期繰越剰余金のうち指導、教育及び情報提供の事業資金は、1,890,000円である。

2 任意積立金のうち目的積立金は、次のとおりである。

種類　施設更新・維持等積立金

目的　本所施設整備及び加工施設活用整備等に要する費用に充当するため

現在積立額　0円

積立目標額　64,800,000円

組合員の状況

令和２年5月31日 現在

資格区分	人数
正組合員	8,822人
准組合員	104人
合計	8,926人

※今年度より会計処理は税抜で行っています。貸借対照表及び損益計算書に記載されている未処分剰余金（64,855,859円）は、旧山口阿東森林組合解散時の未処分剰余金です。今年度の当期未処分剰余金と合わせて剰余金処分を行っています。

令和2年度 事業計画

総括

森林整備を通じた組合員に対する奉仕と、地域に対する貢献を経営理念として運営を行います。

事業の基本方針を素材生産拡大とし、森林資源を「伐る」「植える」「育てる」循環型施業の推進を積極的に行います。又、森林経営管理制度は自治体との連携を図り、森林整備を促進させ、森林の多面的機能がより発揮できる森林整備を行い、低炭素化社会の構築に貢献すると共に、雇用の持続的確保、育成に努めます。

併せ、新規事業リモートセンシング技術活用実証事業に取り組み、林業のイノベーションによる再造林の低コスト化を図り、林業の成長産業化を見据えた取り組みを行います。

本所施設及び設備の老朽化等から、合併に伴い、山口、防府地域林業振興の拠点施設機能に通じた、本所施設改築の協議を行います。

指導事業

- 森林組合広報誌等を活用し、組合活動の情報発信を行うと共に、組合員ニーズの把握に努め、サービス向上に取り組みます。
- 林業従事者の確保、定着及び施業技術、生産性の向上に努めます。
- 「ゼロ災」を目標とした安全衛生活動の推進と「明るい職場環境作り」に努めます。
- 林業振興会や体験学習等の活動に協力し、林業の普及に努めます。
- 役職員ともに企画・立案能力の研鑽と習得に努めます。

販売事業

- 協力事業体との連携を強固にし、計画的な用材、バイオマス材の生産拡大に努め、森林資源の更新促進に向け取り組みます。

加工事業

- 事業を縮小し、賃挽及び特殊寸法等の注文を中心に事業を行います。

森林整備部門

- 「伐る」「植える」「育てる」循環施業を促進させ、森林資源を若返らせ、森林の多面的機能がより発揮できる森林整備に努めます。
- 公的機関（公社・森林整備機構）等の事業受注を推進します。
- 森林経営管理制度は自治体と連携し、事業推進に取り組みます。
- 環境整備事業の事業量の確保に取り組みます。

■令和2年 損益計画

（単位：円）

科　目	計
Ⅰ事業総損益	
1.事業総収益	712,110,000
2.事業総費用	504,690,000
事業総利益	207,420,000
Ⅱ事業管理費	205,000,000
事業利益	2,420,000
Ⅲ事業外損益	3,700,000
経常利益	6,120,000

科　目	計
Ⅳ特別損益	200,000
税引前当期利益	6,320,000
法人税、住民税及び事業税	1,744,000
当期剰余金	4,576,000
前期繰越剰余金	26,150,000
当期未処分剰余金	30,726,000

第10号議案　山口県中央森林組合定款及び附属書森林組合役員選任規程、附属書森林組合総代選挙規程の一部改正について

(1)山口県中央森林組合定款の一部改正について

変更理由

・合併に伴い増加した役員及び総代定数の変更を行う。

（下線部は改正部分）

（原案）

改正後	改正前
（役員の定数） 第３１条　この組合に、役員として理事１２人、監事３人を置く。	（役員の定数） 第３１条　この組合に、役員として理事２４人、監事６人を置く。
（総代の定数） 第５４条　総代の定数は２００名とし、正組合員が正組合員のうちから選挙する。	（総代の定数） 第５４条　総代の定数は４００名とし、正組合員が正組合員のうちから選挙する。

(2)附属書森林組合役員選任規程の一部改正について

変更理由

・第１条関係「成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の調整に関する法律」の制定に伴い変更を行う。

・第３条及び第６条関係　書面及び代理人の議決権をもって役員の選任が行えるよう変更する。

（下線部は改正部分）

（原案）

改正後	改正前
（被選任権者） 第１条　次の各号に掲げる者は、役員の候補者となることができない。 １～２　（略） ３　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。	（被選任権者） 第１条　次の各号に掲げる者は、役員の候補者となることができない。 １～２　（略） ３　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
（議決） 第３条　（略） ②　役員の選任に係る総会（総代会）召集の通知は、総会（総代会）の10日前までに発し、総会（総代会）に提出すべき役員の選任に関する議案を示して行うものとする。	（議決） 第３条　（略） ②　総代は、定款第49条及び第49条の２の規定にかかわらず、前項の規定による役員の選任については、書面又は代理人をもって議決権を行うことができない。
③　前項の通知に際して、総会（総代会）参考書類には、当該各号に定める事項を記載しなければならない。 １　理事の選任に関する議案 イ　候補者の氏名、生年月日及び略歴 ロ　就任の承諾を得ていないときは、その旨 ハ　候補者と組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要 ニ　候補者が現に組合の理事であるときは、当組合における地位及び担当 ２　監事の選任に関する議案 イ　候補者の氏名、生年月日及び略歴 ロ　組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要 ハ　就任の承諾を得ていないときは、その旨 ニ　監事が、理事に対し、監事の選任を総会（総代会）の目的とすること又は監事の選任に関する議案を提出することを請求したことにより提出されたものであるときは、その旨 ホ　総会（総代会）において、監事の選任について、監事の意見があるときは、その意見の内容の概要	③　（新設） １　（新設） ２　（新設）
④　第２項の通知に際して、候補者の選任についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄、議決権の行使の期限及び書面で議決権行使する場合の方法を記載した議決権行使書面（以下「投票用紙」という。）を交付しなければならない。	④　（新設）
⑤　第１項の議決は、正組合員（総代）の２分の１以上が出席しなければ行うことができない。この場合において、定款第４９条第２項の規定により代理人をもって議決権を行う者並びに定款第４９条の２及び規約第６条の２の規定により書面をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。	⑤　（新設）
（投票） 第６条　（略）	（投票） 第６条　（略）

●第６条関係については誌面の都合上省略しています。来年役員改選となりますが、詳しい書面議決書の提出方法等はその際お知らせいたしますので、総代の皆様にはご協力をお願いいたします。

(3)附属書森林組合総代選挙規程の一部改正について

変更理由

・第１条関係「成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の調整に関する法律」の制定に伴い変更を行う。

・別表関係　総代定数の削減に伴い変更を行う。

（下線部は改正部分）

（原案）

改正後

（被選挙権者）

第１条　次に掲げる者は、被選挙権を有しない。

１,２　（略）

３　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

４,５　（略）

別表

投票区	選挙区	区　域	定　数
山口地区	第1区	山口市（旧山口市）	54人
防府地区	第2区	防府市	29人
徳地地区	第3区	山口市徳地	43人
小郡地区	第4区	山口市小郡	6人
阿知須地区	第5区	山口市阿知須	2人
秋穂地区	第6区	山口市秋穂	1人
嘉年地区	第7区	山口市阿東嘉年	65人
徳佐地区	第8区	山口市阿東徳佐	
地福地区	第9区	山口市阿東地福	
篠生地区	第10区	山口市阿東篠生	
生雲地区	第11区	山口市阿東生雲	
計			200人

改正前

（被選挙権者）

第１条　次に掲げる者は、被選挙権を有しない。

１,２　（略）

３　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者成年被後見人

４,５　（略）

別表

投票区	選挙区	区　域	定　数
山口地区	第1区	山口市（旧山口市）	65人
防府地区	第2区	防府市	55人
徳地地区	第3区	山口市徳地	65人
小郡地区	第4区	山口市小郡	10人
阿知須地区	第5区	山口市阿知須	4人
秋穂地区	第6区	山口市秋穂	1人
嘉年地区	第7区	山口市阿東嘉年	26人
徳佐地区	第8区	山口市阿東徳佐	65人
地福地区	第9区	山口市阿東地福	37人
篠生地区	第10区	山口市阿東篠生	28人
生雲地区	第11区	山口市阿東生雲	44人
計			400人

第11号議案　山口県中央森林組合規約の一部改正について

変更理由

・別表１及び別表２関係　役員定数の削減に伴う変更を行う。

・別表関係　現状に合わせた、項目及び基礎額、手数料の変更を行う。

（下線部は改正部分）

（原案）

改正後

別表１

理　事

地　区	定　数
山口市（旧山口市）	3人
防府市	1人
山口市徳地	3人
山口市小郡、阿知須、秋穂	1人
山口市阿東嘉年	4人
山口市阿東徳佐	
山口市阿東地福	
山口市阿東篠生	
山口市阿東生雲	
計	12人

別表２

監　事

地　区	定　数
山口市（旧山口市）	3人
防府市	
山口市徳地	
山口市小郡、阿知須、秋穂	
山口市阿東嘉年	
山口市阿東徳佐	
山口市阿東地福	
山口市阿東篠生	
山口市阿東生雲	
計	3人

別表　手　数　料

事業名	項　目	品　目	基礎額	手数料
利　用	造林補助金取扱手数料		事業費	１０％以内
	森林保険取扱手数料		事業費	１０％以内
	森林経営管理事業補助金取扱手数料		事業費	１０％

但し、算出した手数料の額が損害調査等の必要経費を超える場合は実費

改正前

別表１

理　事

地　区	定　数
山口市（旧山口市）	4人
防府市	3人
山口市徳地	4人
山口市小郡、阿知須、秋穂	1人
山口市阿東嘉年	2人
山口市阿東徳佐	4人
山口市阿東地福	2人
山口市阿東篠生	2人
山口市阿東生雲	2人
計	24人

別表２

監　事

地　区	定　数
山口市（旧山口市）	1人
防府市	1人
山口市徳地	1人
山口市小郡、阿知須、秋穂	0人
山口市阿東嘉年	3人
山口市阿東徳佐	
山口市阿東地福	
山口市阿東篠生	
山口市阿東生雲	
計	6人

別表　手　数　料

事業名	項　目	品　目	基礎額	手数料
利　用	造林補助金取扱手数料			実費
	森林国営保険取扱手数料			実費
	（新設）			

（新設）

総代会での主な質疑応答（要旨） Q&A

Q.1 目的積立金の加工施設活用積立金で、どのような整備をされるのか。

A.1 加工事業(製材所)がスタートして25年が経過し、時代に合わせて事業を進める上で、どのようにすれば良いのか検討に入りたいと思っている。そのためには、施設の整備が必要になると思い、このような積み立てを始めた。今後の動向は来年以降の総代会で報告していきたい。

Q.2 防府市のバイオマス発電所の燃料の中に、山口県の木材をチップにしたものが使われているのか。それと、加工施設活用整備積立金でチップを製造するための設備などの構想はあるのか。

A.2 県森連北部木材センターでチップにしたものを防府市のバイオマス発電所に供給している。そのチップの原料となる木材は、県内の森林組合や素材生産業者が持ち込んでおり、当組合も木材を供給している。当組合でチップの製造を行う予定はない。

Q.3 系統外出資について説明してほしい。

A.3 系統外出資先は地元地域の団体であり、組合が事業を進める際協力できる体制をとっている。

Q.4 加工事業の今後の体制について伺いたい。

A.4 現在は２名で事業を行っているが、今後は１名体制としたい。

Q.5 第７号議案に西京銀行や他の信用金庫が入っていないのはなぜか。低金利時代なので金融機関を競争させて預け入れをしてもよいのではないか。

A.5 合併前から取引のある金融機関がそのまま預け先になっている。西京銀行や東山口信用金庫、萩山口信用金庫が無いことに特別な意味はない。預け先については検討していきたい。

Q.6 総代数を変えた際の人数割りはどのように決めたのか詳細を教えてほしい。

A.6 特別委員会を設置し話し合いをしてきた。民有林面積、組合員数、出資金の比率を地区ごとに出し総代人数に乗じて決めた。

体 験 教 室

森林組合では地域の方や子供たちに森林や木材を身近に感じてもらえるように、地元の林業振興会等と協力しながら体験教室を行っています。

阿東林業振興会活動　R1年10月小学校体験教室　（表紙写真）

山口市立徳佐小学校にて、間伐体験及び製材・チップ加工現場見学、木工体験を行いました。

間伐・木工体験では阿東林業振興会メンバーが講師を務め、体験を行いました。当日は天候にも恵まれ、子供たちも元気に体験教室に取り組んでいました。

森林ふれあい行事　R2年3月椎茸菌打ち体験

山口総合支所にて椎茸菌打ち体験を行いました。

本所でも行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い残念ながら中止となりました。

R2年8月木工体験教室

本所及び山口総合支所にて、子供達を対象にした木工体験教室を行いました。

本所では木を使った迷路やゲームなど（写真）総合支所では収納ボックスなどを作成しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人数を制限して募集を行いましたが、多数の参加があり、両会場とも2回に分けて体験を行ったのですが、数名の方にはお断りいただくことになり、申し訳ありませんでした。

▲ 木工体験教室

山口市による森林経営管理制度に係る意向調査が始まりました

【本制度の概要】

◎ 平成31年4月から「森林経営管理法」が施行され、森林所有者の皆さんが自ら管理することが難しい人工林については、市町村との間で契約期間、内容、収益の配分等の方針を決めた上で、森林の経営や管理を市町村に委託する（市町村が「経営管理権」を設定する）ことができるようになりました。

◎ 山口市では、私有林のスギ・ヒノキ人工林を本制度の対象とし、さらに、種々の条件を満たす森林について、経営管理権を設定します。そのための意向調査を始めました。

※経営管理権を設定した後も、森林の所有権は所有者の皆さんに残ります。

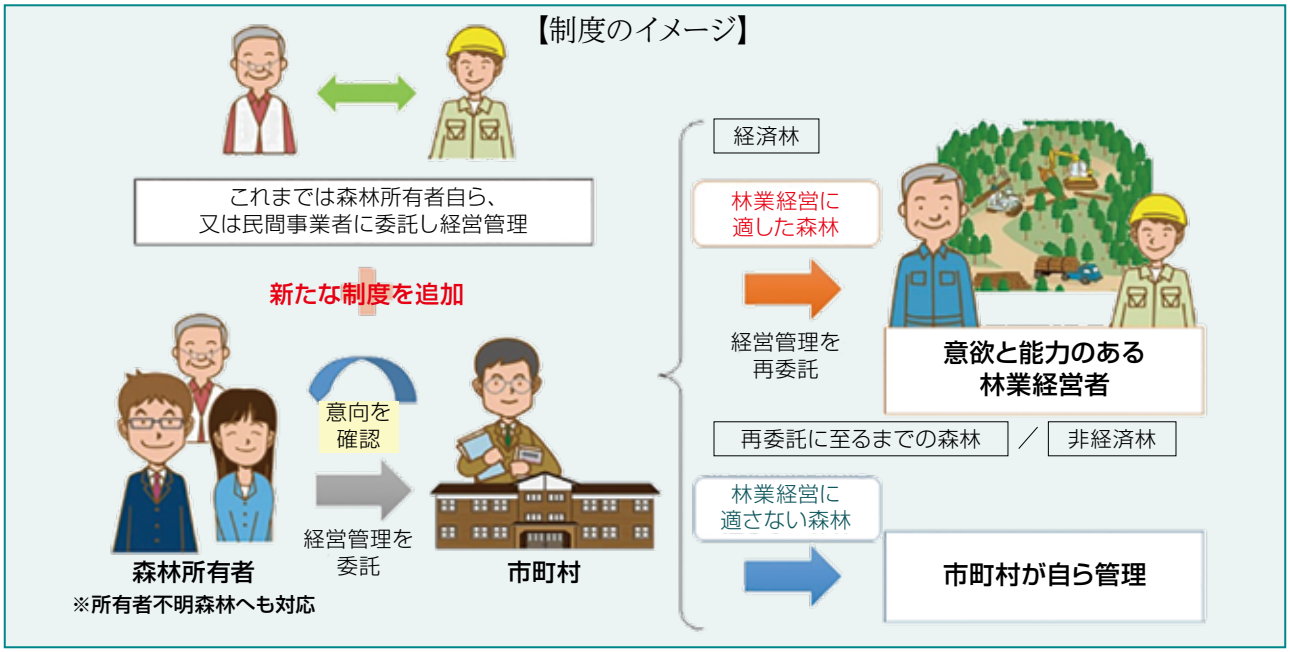

※この事業は森林環境譲与税を活用しています。森林環境譲与税の使途や、制度に関する情報は、山口市ホームページに掲載しています。

問い合わせ先：山口市経済産業部農林政策課（TEL083-934-2820）

令和2年度やまぐち森林づくり県民税関連事業について

【森林機能回復事業】

当組合では、やまぐち森林づくり県民税関連事業として「森林機能回復事業」の推進を行っています。この事業は、長期間放置された荒廃森林を強度に間伐し、水源かん養や、山地災害防止等森林の持つ多面的機能の回復を図ることを目的とした事業です。

◇対象森林：私有林
　　：36年生以上のスギ・ヒノキ人工林
　　：長期間放置されるなど機能低下の著しい森林
　　：1箇所当たり0.1ha以上の森林
◇事業内容：強度間伐40%～60%（現況調査によって間伐率を決定）
◇負担金：なし
◇20年間の協定を締結（施業完了後5年以内の皆伐及び森林以外への転用は補助金全額返還）

※対象の森林をお持ちの方は、事業の活用をご検討ください。詳細については森林組合にお問い合わせください。

組織機構図

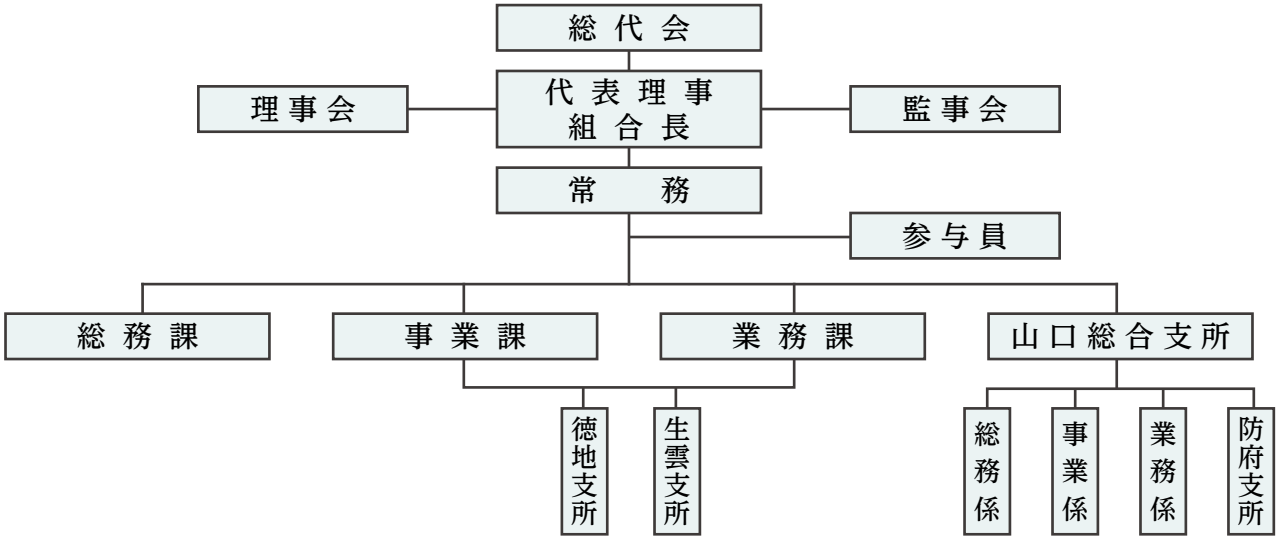

職員体制

区分	本所					山口総合支所			
	総務課	事業課	業務課	支所		総務係	事業係	業務係	防府支所
				徳地支所	生雲支所				
課長	倉木智行	村田整昭	中嶋宏茂			渡辺浩信（総合支所長）			
次長		小藤康臣		今田孝之（支所長）			益田哲憲		
支所長					中嶋宏茂(兼)				渡辺浩信(兼)
係長	藏本八重子	森川桂介	竹谷徳和			牛見弥生	清光　太	村田賢次	川上慎治(兼)
							川上慎治		
							村田賢次(兼)		
主任			藤田　啓	石田秀樹					
技師		山本裕昭				河本公美	藤野勇輝		
嘱託		白松輝男	高岡賢治	山下悦子			木原憲穂(兼)	木原憲穂	山﨑万里子
		山見一郎							
		今田勝代							

【配属人数】常勤職員　本所：13名　総合支所：9名　徳地支所：3名　防府支所：1名

木材市況 山口共販所

山口県森林組合連合会山口共販所における木材価格をお知らせします。

山口共販所 第910回 令和2年9月11日 速報

1立方（㎥）当たり（単位：円）

樹種	長さ	径級	中値
杉	4m	14~16	11,000
		18~22	12,500
		24~28	11,000～12,000
		30上	10,000～11,000
	3m	14~16	11,000
		18~22	11,000
		24上	11,000
桧	4m	14~16	14,000～15,500
		18~22	13,500～15,000
		24~28	13,000
		30上	
	3m	13	
		14~18	14,500
		20~22	13,000
		24上	13,000

人事について

退職

高岡賢治（12月31日付）定年退職
山見一郎（１月31日付）定年退職

長い間、ご苦労様でした。
高岡さん山見さんは引き続き嘱託職員として在任されますので、よろしくお願いします。

組合員の名義変更をお願いします。

組合員資格に係る届出のお願い

1. 死亡による相続
2. 譲渡
3. 共有林の代表者の変更
4. 記載事項（住所・電話番号変更等）

上記の事項が生じた場合は組合員資格に係る届出が必要になりますので、該当される方は早急に所定の手続きをお願いします。
山口市で居住表示変更の方も住所変更の手続きをお願いします。